

(一社)大阪府建築士事務所協会【登録グループ】へ郵送のこと
今般、オンライン申請及び郵送申請の実施に伴い、持参当日受付は終了いたしました。

【大指事様式 2】

記入例

変更届出書 正

下記のとおり登録事項に変更がありましたので建築士法第23条の5
第1項及び第2項の規定により届け出ます。

令和 年 月 日
(届出日は、和暦で記入してください。)

届出日は、作成された年月日を記入してください。

正と副(コピーでよい)の2部作成し、右上部に鉛筆で表示をすること。

登録番号(イ)第1234号 登録年月日 平成28年11月30日

【法人の場合】

登記上の本店所在地、法人名
代表者役名、氏名を記入してください。

※登記上の本店所在地と異なる
場合は事実上の本店所在地を
併記してください。

事務所所在地 大阪市中央区谷町3-1-17

名称 株式会社 大阪建築登録設計

開設者住所 大阪市中央区谷町3-1-17

株式会社 大阪建築登録設計

氏名 代表取締役 大登 太郎

事務所電話番号 (06) 6361 - 1175

記
変更の内容

該当する項目のみを記載してください。

変更事項	変更後	変更前	変更年月日
ふりがな 事務所名称			
所在地 (TEL)	〒		
ふりがな 申請者氏名又は名称			
役員の氏名及び役名 (法人の場合のみ)	役名・氏名(ふりがな)・性別・(生年月日) <small>(おおかわ はんどう)</small> 取締役 大川 半蔵・男 (S27.5.17)	なにわ はなこ 取締役 浪速 花子	令和1年7月9日 就任・退任
建築士 事務所 を管理 する 建築士	氏名		
	一級 二級建築士の別 木造 (登録都道府県名)		
	登録年月日 及び番号		
管理建築士講習 を修了した 年月日及び 修了番号	平成 年 月 日 番号 ()	平成 年 月 日 番号 ()	
所属建築士			

複数の役員に変更がある場合は、この欄に「別紙参照」と記入し、別紙の【大指事様式4】「役員変更」の書類に記入し添付してください。

商業登記簿謄本(履歴事項全部証明)に記載の就退任年月日を記入してください。

役名・氏名(ふりがな)・性別・(生年月日)は必ず記入してください。

役員の退任のみの変更の場合は、別紙の【大指事様式4】「役員変更」の書類は不要です。

書類の作成担当者氏名を記入して下さい。

建築士事務所のご担当者のメールアドレスを記入してください。(代理人は不要です。)

作成担当者氏名 書類 作郎

大阪府指定事務所登録機関
一般社団法人 大阪府建築士事務所協会 長 殿

事務所担当者メールアドレス
(touroku@oaf.or.jp)

誓 約 書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）

誓約日は、和暦で記入してください。

れにも該当しないことを誓約します。

令和 1年 7月 22日

株式会社 大阪建築登録設計

登録申請者氏名 代表取締役 大登 太郎

大阪府指定事務所登録機関
一般社団法人 大阪府建築士事務所協会 長 殿

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の役員であった者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（9において「暴力団員等」という。）
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）

- 〔記入注意〕
- 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。